

「福いいネ!お土産品開発プロジェクト」企画運営業務仕様書

1 業務の名称

「福いいネ!お土産品開発プロジェクト」企画運営業務

2 業務の目的

北陸新幹線福井開業を控え、地域の特色や文化を伝える商品づくりは急を要する。

本業務では、課題・トレンド把握のためのセミナーをはじめ、先行事例踏査、商品開発、販路拡大など、市内事業者の商品づくりを一貫して支援し、魅力的なお土産品の展開による本市への誘客の促進、市内産業の発展を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和4年3月25日(金)まで

4 業務内容

本業務の目的を達成するため、コーディネーターとして全体の企画・調整を行い、以下の内容を実施すること。

業務の実施にあたっては、講師、専門家、デザイナーなど、業務を効果的に実施するための実施体制を構築すること。

(1) セミナー等開催

お土産品づくりに関する課題やトレンドを把握するためのセミナー等を実施する。

【対象事業者】

市内お土産品製造、販売事業者(20事業者程度)

【実施内容】

- ① 北陸新幹線福井開業に向けた商品づくりを学ぶセミナー(半日×1回以上)
- ② 既存商品の課題発見や新規商品の開発を促すワークショップ(半日×1回以上)
 - ・本市基幹産業である繊維産業等、異業種との連携を提案する内容を組み込むこと。
- ③ 先行事例踏査(1日×1回以上)
 - ・金沢や富山など、北陸新幹線開業の先行事例を調査・研究する内容とすること。
 - ・福井市から踏査地までの参加者の移動手段を用意すること。
 - ・参加者の傷害、第三者への賠償に対応する保険を用意すること。

(2) 商品開発支援

お土産品づくりに意欲が高く、魅力的な商品の開発に見込みがある事業者を選定し、専門家による個別指導及びパッケージデザインの作成を行う。

【対象事業者】

「(1)セミナー等開催」に参加した事業者のうち、お土産品づくりに意欲が高く、魅力的な商品開発に見込みがある事業者(4事業者以上)

【業務内容】

- ① 対象事業者選定に係る審査会の開催補助
 - ・審査会の実施は発注者が行い、受託者はその補助を行うこととする。
- ② 商品開発に係るプランニング及び個別指導（1事業者あたり90分程度×4回以上）
 - ・対象事業者の課題をヒアリングし、商品の魅力が高まるよう事業者ごとに適した専門的助言を行うこと。
- ③ パッケージデザインの作成（1事業者1品以上）
 - ・デザインの作成にあたっては、市内での活動経験を有するなど、事業者及び本市の特色、魅力を理解したデザイナーを選定することとし、商品の魅力を引き出すデザイナーとのマッチング等の取組を図ること。
 - ・作成するデザインは、事業者が継続的に使用できるよう、コスト面を考慮すること。
- ④ モニタリング調査
 - ・開発した商品が消費者ニーズをとらえたものとなっているか調査を行うこと。
 - ・調査の対象は、首都圏在住や福井への観光、ビジネス客など、本事業の目的に合致する者とし、年齢及び性別を分散させること。
 - ・調査の結果は、モニタリングレポートとして、発注者及び対象事業者に提供すること。

(3) 販路拡大支援

開発した商品等の売場への展開支援及び情報の発信を行う。

【対象事業者】

商談会の開催については、主として「(1)セミナー等開催」に参加した事業者とする。

情報発信については、「(2)商品開発支援」を行った事業者とする。

【業務内容】

- ① バイヤー商談会の開催
 - ・参加するバイヤーは、県内のお土産品販売店や卸売業者等、開発した商品等の展開を期待できる者を集めること。
- ② 情報発信
 - ・インフルエンサーやメディア等の活用により、開発した商品について市内外へ効果的な発信を行うこと。

5 スケジュール管理及び報告

受託者は、常に本業務のスケジュールを管理し、状況を把握しながら誠実かつ円滑に業務を実行し、適時、発注者への報告を行うこと。また、発注者が本業務の進捗状況についての説明を求めた場合には、速やかに報告を行うこと。

6 成果品の提出

業務の効果検証に活用するため、事業完了後は速やかに業務の実施結果及びその成果を記載した事業完了報告書等を作成し発注者に提出すること。

7 委託料の請求

発注者が業務の完了を認めたときは、受託者は委託料の請求を行うことができる。

8 権利の帰属

- (1) 本業務における成果品及び業務作成上の資料についての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）の一切は、発注者に帰属するものとし、発注者の指定する時期に速やかに引き渡すものとする。
- (2) 発注者及び当該商品に係る事業者は、製造、販売、販売促進及び情報発信のための使用に限り、作成したパッケージデザインを追加的な費用なく使用できるものとする。

9 目的外使用の禁止

受託者は、本業務に関する内容を他の目的に使用してはならない。

10 秘密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報等を第三者に漏らしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

11 一括再委託の禁止事行

受託者は、本業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分等の主たる部分を再委託してはならない。上記以外の業務の一部を第三者に再委託するときには、速やかに書面により発注者に届け出て承諾を得なければならない。

12 遵守事項

本業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか関連する関係諸法令及び条例等を遵守すること。

13 その他

- (1) 「福いいネ!お土産開発プロジェクト」の趣旨を理解し、それにあつた業務遂行に努めること。
- (2) 課題などが発生した場合には、速やかに発注者に報告すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、速やかに発注者と受託者で協議するものとする。